大分銀行カードローン「スピーディ」当座貸越契約規定

私は、ＳＭＢＣコンシューマーファイナンス株式会社（以下、「保証会社」という。）の保証にもとづき、貴行との当座貸越契約（大分銀行カードローン「スピーディ」取引）について、次の条項を約定します。なお、借主は下記借入金を事業の用に供するものではないことを確約します。

第１条（取引口座の開設等）
1．大分銀行カードローン「スピーディ」当座貸越契約にもとづく取引（以下、「本取引」という。）は、貴行本支店のうちいずれか１カ店のみで口座開設することができ、一人一契約に限るものとします。
2．貴行は、この取引に使用するための大分銀行カードローン「スピーディ」専用カード（以下、「カード」という。）を発行するものとします。
3．私は、本取引の返済口座として、私名義の表記預金口座（以下、「指定口座」という。）を指定します。

第２条（取引の方法）
1．この契約にもとづく本ローンの取引は、カードを利用して借入れる方法によるものとします。
2．カード、現金自動支払機、現金自動預入支払機の取扱いについては、別に定める大分銀行カードローン「スピーディ」規定によるものとします。
3．この契約にもとづく、大分銀行カードローン「スピーディ」（以下、「本ローン」という。）の取引は、カード使用による当座貸越契約とし、小切手・手形の振出し、引受あるいは公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
4．借主は、前項に定める方法により、銀行から金銭を借り入れた場合に、金銭消費貸借契約が成立することを確認し、銀行に対し、本契約に従って元本を返済し、利息を支払うことを約します。

第３条（貸越極度額）
1．貸越極度額は、表記の金額とします。なお、貴行がこの極度額を超えて融資された場合にも、その金額は当座貸越契約としてこの契約が適用されることを承認し、貴行から請求があり次第、ただちに極度額を超えた金額を支払います。
2．前項にもかかわらず、銀行は本契約の貸越極度額を、加算または減額できるものとします。この場合銀行は、変更後の貸越極度額および変更日を借主に通知します。

第４条（契約期限等）
1．本取引の契約期限は、表記のとおりとします。ただし、契約期限の前日までに、貴行あるいは私のいずれか一方より特段の意思表示がない場合には、この期限はさらに１年間延長するものとし、以後も同様とします。
2．契約期限の前日までに、貴行あるいは私から期限の延長をしない旨の申し出がなされた場合は、下記のとおりとします。
(1)カードは貴行に返却します。
(2)契約期限の翌日以降は、本取引による当座貸越はうけられないものとします。
(3)当座貸越元利金は、本取引の各条項に従い弁済し、当座貸越元利金を返済した日に本取引は、当然終了されるものとします。
3．本契約の終了については、下記のとおりとします。
(1)本契約は、私の60歳の誕生日以降、本契約の新たな当座貸越はうけられないものとします。
(2)私の60歳の誕生日の当座貸越元利金は、本契約に従い、返済し、当座貸越元利金を完済した日に、本契約は当然解約されるものとします。
(3)契約期限に当座貸越元利金がない場合は、契約期限の終了をもって、本契約は当然解約されるものとします。
(4)契約終了後の本証書は私に返却することなく銀行が破棄することに異議を述べないものとします。

第５条（利息、損害金等）
1．この取引による貸出金の利息（この取引のため当行が負担する保証会社の保証料相当額を含む）は、付利単位を100円とし、毎月の約定日に貴行所定の利率によって計算のうえ、貸越元金に組み込まれるものとします。利息の計算は、毎日の当座貸越借入金の最終残高について計算するものとします。貸越元金の返済のため貴行が受け入れた証券類の金額は、該当証券類が決済されるまでは貸越残高に加えて計算するものとします。
2．金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、貴行は利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、貴行の店頭または現金自動支払機設置場所に掲示するものとします。
3．貴行に対する債務を履行しなかった場合元金（貸越残高）の利息に加えて、返済すべき金額に対し、年14.0％の割合の損害金を支払うものとします。この場合、１年365日とする日割計算とします。
4．保証会社の保証にかかわる保証料は、貴行負担とします。

第６条（約定返済）
1．私は、毎月の表記の約定返済日（休日の場合は翌営業日）に次の金額を返済します。

約定返済日の前日の当座貸越残高	毎月の返済額	約定返済日の前日の当座貸越残高	毎月の返済額
30万円以下	5,000円	50万円超100万円以下	20,000円
30万円超50万円以下	10,000円	100万円超	30,000円

2．前項の場合に、約定返済日（銀行休業日の場合は翌営業日）の前日の当座貸越残高が「返済金額」以下の場合で、第５条（利息、損害金等）によって計算した貸越金利息を加えた金額が前項の「返済金額」未満となる場合には、当該金額を返済するものとします。
3．貴行は、金融情勢の変化その他相当の理由がある場合は、第１項に定める返済金額を変更できるものとします。この場合、変更後の返済金額を貴行より通知するものとします。

第７条（約定返済の自動支払い）
1．私は、毎回の返済金相当額を指定口座へ預入しておくものとします。
2．貴行は各返済日に、普通預金請求書によらず、指定口座から引落しの上、毎回の返済にあててください。ただし、指定口座の残高が毎回の返済金額に満たない場合は、貴行はその一部の返済にあてる取扱いはしないものとします。
3．預入が遅れた場合、貴行は返済金と損害金の合計額について、前項と同様の取扱いができるものとします。
4．約定返済の延滞額が全額返済されるまで、当座貸越を一時中止されても異議ありません。

第８条（随時返済）
1．第６条（約定返済）による約定返済のほか、自動預入支払機の利用等により当座貸越口座へ任意の金額を返済することができます。ただし、証券類による当座貸越口座への返済はできないものとします。
2．約定返済が遅延している当座貸越への入金については、遅延金に充当し、残額を随時返済とします。

第９条（諸費用の引落し）
本取引に関し、私が負担すべき印紙代等の費用は、貴行所定の日に指定口座から自動引落しされることに同意します。

第10条（反社会的勢力の排除・期限の利益の喪失）
1．私または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
(1)自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
(2)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
(3)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2．私または保証人は自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を棄損し、または銀行の業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準ずる行為
3．私または保証人が、暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4．前項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。
5．第３項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第11条（即時支払い）
1．借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
(1)破産、民事再生手続開始の申立があったとき、または借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき。
(2)借主が前号の準備中を表明したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
(3)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
(4)借主またはその保証人の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が発送されたとき。
(5)借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
(6)この債務の保証会社、保証提携先から保証の中止または解約の申出があったとき。
(7)借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
2．次の場合には、銀行からの請求によって、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
(1)借主が銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
(2)借主が銀行との取引約定に違反したとき、あるいは第１９条（届出事項の変更等）に基づく銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
(3)借主が借入の際に銀行に申出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金を充てたとき。
(4)前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
(5)借主または借主の保証人が第１０条（反社会的勢力の排除・期限の利益の喪失）に該当したとき。
(6)前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
3．前項において、借主が銀行に対する住所変更の届出を怠り、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着した場合または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

第12条（貸越の中止）
1．前６条（約定返済）に定める約定返済が所定の日に返済がない場合、または前条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には、新たな貸越を受けることができないものとします。
2．前項のほか、債権の保全その他相当の事由がある場合は、貴行はいつでも新たな貸越を中止することができます。

第13条（解約等）
1．第11条（即時支払い）各号の事由があるときは、貴行はいつでも当座貸越を中止し、本契約を解約することができるものとします。
2．前項により、本契約が解約された場合は、ただちにカードを返却し、当座貸越元利金の全額を支払うものとします。

第14条（差引計算）
1．本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらずいつでも相殺できるものとします。
2．前項の相殺ができる場合には、貴行が事前の通知および所定の手続きを省略し、私にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。
3．前項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は貴行の定めによるものとします。

第15条（相　殺）
1．私は、支払期にある私の預金その他の債権と、本取引による私の債務とを債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
2．前項により、私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債券証書、通帳は届出印を押印してただちに貴行に提出します。
3．第１項により、私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は貴行の定めによるものとします。

第16条（充当の指定）
返済または第14条（差引計算）による差引計算の場合、私の貴行に対する債務全額を消滅させるにたらないときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては、異議は述べません。

第17条（同　前）
1．第15条（相殺）により、私が相殺する場合、私の貴行に対する債務全額を消滅させるに足らないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
2．私が前項による指定をしなかったときは、貴行が適当と認める順序方法で充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
3．第１項の指定により債権保全上、支障が生じる恐れがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽量、処分の難易、返済期の長短などを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
4．第２項によって貴行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については、期限が到来したものとして、貴行はその順序方法を指定することができるものとします。

第18条（危険負担、免責事項等）
1．私が貴行に差し入れた証書等が事変、災害等やむ得ない事情によって紛失、滅失、または損傷した場合には、貴行の帳簿、伝票の記録にもとづいて債務を返却します。なお、貴行から請求があればただちに代わりの証書等を差し入れます。
2．諸届その他の書類の印章（または暗証）に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の責任とします。
3．カードまたは印章を失った時は、ただちに書面によって届出します。この届出前に生じた損害は私の責任とします。
4．私に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、私が負担します。
5．銀行が前項の費用を立て替えて支払った場合には、借主および連帯保証人は、その立替金につき、年14.0％の割合（年365日の日割計算）による損害金を支払います。

第19条（届出事項の変更等）
1．氏名、住所、印章その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により届出をします。
2．前項の届出を怠ったために、届出のあった氏名、住所に宛てて貴行からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。
3．カードを失った場合、カードの再発行は、貴行所定の手続きをした後に行われるものとします。この場合、相当の期間をおき、また貴行が必要とする場合は保証人を付することに同意します。

第20条（報告および調査）
1．貴行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、私の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2．私の信用状態について、重大な変化が生じたときは、または生じるおそれがあるときは、貴行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第21条（合意管轄）
本取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、貴行本支店または取引支店の管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第22条（譲渡質入れ等の禁止）
カードは譲渡・質入れまたは貸与することはいたしません。

第23条（成年後見人の届出）
1．家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を貴行へ書面によって届け出します。
また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出るものとします。
2．家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を貴行へ書面によって届け出ます。
3．すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、前２項と同様に貴行へ届け出します。
4．前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に貴行へ届け出ます。
5．前４項の届け出の前に生じた損害については、貴行は責任を負わないものとします。

第24条（履行の請求の効力）
銀行が連帯債務者または連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、保証委託者および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第25条（規定の変更）
1．この規定の各条項は、以下の場合、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の４の規定にもとづき変更するものとします。
(1)本規定の変更が借主の一般の利益に適合する場合
(2)本規定の変更が借主と銀行との間の契約をした目的に反せず。かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合
2．前項によるこの規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3．前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

保 証 委 託 約 款

私は、次の各条項に同意のうえ、大分銀行（以下「金融機関等」という。）との、カードローン『スピーディ』規定（当座貸越契約）（以下「ローン契約」という。）に基づき私が金融機関等に対し負担する債務について、保証委託者としてＳＭＢＣコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」という。）に保証を委託します。

第１条（保証委託）
1．本約款に基づく契約（以下「本保証委託契約」という。）は、保証委託者からの申込みを保証会社が承諾したときに成立するものとします。
2．保証委託者が保証会社に保証を委託する債務（以下「被保証債務」という。）の範囲は、ローン契約に基づき保証委託者が金融機関等に対し負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務とし、ローン契約の内容が変更されたときは、本保証委託契約の内容も当然に変更されるものとします。
3．本保証委託契約の有効期間は、ローン契約の有効期間と同一とし、ローン契約の有効期間が延長されたときは、当然に本保証委託契約の有効期間も延長されるものとします。

第２条（保証会社による保証）
保証会社による保証は、保証会社が保証することを適当と認め、保証を行うことの決定をした後、ローン契約が有効に成立したときに効力が生じるものとします。

第３条（債務の弁済等）
保証委託者は、ローン契約の各条項を遵守し、弁済期日には元利金共に遅滞なく支払い、保証会社に一切負担をかけないものとします。

第４条（代位弁済）
1．保証会社が金融機関等から代位弁済を求められた場合、保証委託者が金融機関等からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に対して通知していた場合を除き、保証会社は、保証委託者に対する通知、催告を要せず、金融機関等に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができるものとします。
2．保証会社が金融機関等に代位弁済した場合、金融機関等が保証委託者に対して有していたローン契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されるものとします。
3．前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、ローン契約および本保証委託契約の各条項が適用されるものとします。

第５条（求償権の範囲）
前条により保証会社が金融機関等に代位弁済した場合、保証委託者は、次の各号に定める諸費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払うものとします。
(1)前条により保証会社が代位弁済した額
(2)保証会社が代位弁済のために要した費用の額
(3)前二号の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から求償債務の履行が完了する日までの年14．6％（年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合は年366日の日割計算）の割合による遅延損害金の額
(4)保証会社が保証委託者に対し、前各号の金額を請求するために要した費用の額

第６条（求償権の事前行使）
1．保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第４条による代位弁済前であっても、保証委託者に対し、残債務の全部または一部について求償権を行使することができるものとします。
(1)金融機関等または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき
(2)保全処分、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき
(3)租税公課の滞納処分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
(4)ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があるとき
(5)その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき
2．保証委託者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、ローン契約に基づく債務または被保証債務について供託もしくは担保があると否とを問わず、求償に応じ、かつ、保証会社に対し、担保の提供またはローン契約に基づく債務の免責を請求しないものとします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。

第７条（弁済の充当順序）
1．保証委託者が弁済として提供した給付が、本保証委託契約に基づく保証会社に対するすべての債務を消滅させるのに足りない場合、保証委託者の利益を一方的に害しない範囲内において、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。
2．保証委託者が保証会社に対して複数の債務（本保証委託契約に基づくものであるか否かを問わない）を負担している場合において、保証委託者が弁済として提供した給付が、それらすべての債務を消滅させるのに足りないときは、保証委託者は、充当の順序について保証会社と合意することができるものとします。ただし、保証会社との合意がなく、かつ、保証委託者から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。

第８条（保証の解約）
1．ローン契約または本保証委託契約の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、本保証委託契約を解約することができるものとします。
2．前項により本保証委託契約を解約した場合でも、保証委託者が既にローン契約に基づき借り入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る被保証債務は存続するものとします。

第９条（報告および調査への協力）
1．保証委託者は、保証会社から保証委託者の財産、職業、地位および保証委託者が経営する会社の経営状況等について報告または調査への協力を求められた場合は、直ちに保証会社へ報告し、資料閲覧等の調査に協力するものとします。
2．保証委託者は、前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、直ちに保証会社に通知し、保証会社の指示に従うものとします。
3．氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、保証委託者は、直ちに保証会社に届け出るものとします。
4．保証委託者が前項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常到達すべきときに到着したものとします。
5．債権保全等の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、保証委託者の住民票等を取得できるものとします。

第10条（公正証書の作成）
保証委託者は、保証会社の請求があった場合は、直ちに強制執行を受ける旨を記載した求償債務に関する公正証書作成のための一切の手続を行うものとします。

第11条（費用の負担）
保証委託者は、保証会社が債権保全のために要した費用ならびに第4条および第6条によって取得した権利の保全または行使に要した費用を負担するものとします。なお、当該費用の支払いは保証会社の所定の方法に従うものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）
1．保証委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2．保証委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準ずる行為
3．保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は本保証委託契約を解約することができるものとします。
(1)第１項各号のいずれかに該当することが認められるとき
(2)第１項に基づく表明につき、虚偽の申告を行ったことが判明したとき
(3)前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
4．前項の適用により、保証委託者に損害が生じたとしても、保証委託者は保証会社になんらの請求をしないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合、保証委託者がその責任を負うものとします。

第13条（権利義務の譲渡等）
保証会社は、本保証委託契約に基づく権利または義務を第三者に譲り渡しもしくは移転させ、または担保に供することができるものとします。

第14条（管轄裁判所）
本保証委託契約について訴訟および調停の必要が生じた場合、訴額にかかわらず保証会社の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第15条（本保証委託契約の変更）
次の各号のいずれかに該当する場合、保証会社は、本保証委託契約を変更する旨、変更内容および効力の発生時期を保証会社のホームページで（第２号の場合はあらかじめ）公表するほか、必要があるときには、保証会社が相当と認める方法で周知することにより、本保証委託契約の内容を変更することができるものとします。
(1)変更内容が保証委託者の一般の利益に適合するとき
(2)変更内容が本保証委託契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第16条（履行の請求の効力）
保証会社が保証委託者または連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、保証委託者および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第17条（約款の変更）
1．この約款の各条項は、以下の場合、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の４の規定にもとづき変更するものとします。
(1)本約款の変更が借主の一般の利益に適合する場合
(2)本約款の変更が借主と銀行との間の契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合
2．前項によるこの約款の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3．前二項による変更は、公表の際に定める１ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

大分銀行カードローン「スピーディ」ローンカード規定

1．（カードの発行）
ローンカード（以下「カード」という。）は、当座貸越契約（以下「ローン契約」という。）に基づき、当行が発行します。

2．（カードの利用）
当行ならびに当行がオンライン現金自動支払機（現金自動預入支払機を含む。以下「ATM」という。）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携先」という。）のATMを使用して、当座貸越口座から当座貸越金を借入れる場合（以下「借入れ」という。）に利用することができます。

3．（ATMによる借入れ）
(1)　ATMを使用して当座貸越の借入れを行う場合は、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をATMの画面表示等の操作手順に従って操作してください。
(2)　ATMによる１回あたりおよび１日あたりの借入金額は当行所定の金額の範囲内とします。
(3)　当行ならびに提携先のATMにより借入れを行う場合は、その金額と第６条の手数料金額との合計額が当座貸越口座の借入可能な金額を超えるときは借入れることができません。

4．（ATMによる入金）
(1)　ATMを使用して当座貸越口座へ入金する場合は、ATMにカードを挿入し、ATMの画面表示等の操作手順に従って操作してください。
(2)　ATMによる入金は、当行所定のATM機種および紙幣の種類に限ります。また、１回あたりの入金は当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

5．（ATMによる振込）
(1)　ATMを使用して当座貸越口座から借入れを行い、振替により振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って操作してください。
(2)　ATMによる１回あたりおよび１日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。

6．（ATM利用手数料）
(1)　ATMを使用して借入れおよび振込を行う場合は、当行および提携先所定のATMの利用に関する手数料（以下「ATM利用手数料」という。）をいただきます。
(2)　ATM利用手数料は、借入れ時に借入請求書なしで自動的に貸越金に組入れします。なお、提携先のATM利用手数料は、当行から提携先に支払います。
(3)　振込手数料は、振込資金の借入れ時に借入請求書なしで自動的に貸越金に組入れします。

7．（ATM故障時の取扱）
停電、故障等によりATMによる借入れができないときは、窓口営業時間内に限り、カードにより借入れることができます。この場合は、当行所定のカードローン請求書に署名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはしません。

8．（カード・暗証番号の管理等）
(1)　当行は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ貸出を行います。
(2)　カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入れの停止措置を講じます。

9．（偽造カード等による借入れ等）
偽造または変造カードによる借入れについては、本人の故意による場合または当該借入れについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、本人は当行に対して当該借入れにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。ただし、補償限度額は100万円とします。

10．（盗難カードによる借入れ等）
(1)　カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた借入れについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該借入れにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
(2)　前項の請求がなされた場合、該当借入れが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた借入れにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を補てんするものとします。
ただし当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。
いずれの場合も補償限度額は100万円とします。
(3)　前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な借入れが最初に行われた日。）から、２年経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
(4)　第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
①当該借入れが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
A　本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
B　本人の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
C　本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
②戦争、暴動等により著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

11．（カードの盗難、紛失および届出事項の変更等）
(1)　カードの盗難・紛失した場合、または氏名、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出してください。

12．（カードの再発行等）
(1)　カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の時間をおくことがあります。
(2)　カードの再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をいただきます。

13．（ATMへの誤入力）
ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のATMを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

14．（解約、カードの利用停止等）
(1)　カードローン取引を解約または終了する場合にはカードを当行に返却してください。
(2)　カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。
(3)　次の場合には、カードの利用を停止することがあります。
①第15条に定める規定に違反した場合
②カードローン口座に関し、最終の入金または借入れから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

15．（譲渡、質入れ等の禁止）
カードは譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

16．（カードの有効期限）
カードの有効期限はローン契約書に定める契約期間とします。なお、ローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

17．（規定の適用）
この規定に定めのない事項については、別途契約の当該ローン契約の各条項により取扱います。

18．（履行の請求の効力）
銀行が連帯債務者または連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、保証委託者および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

19．（規定の変更）
(1)　この規定の各条項は、以下の場合、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
①本規定の変更が借主の一般の利益に適合する場合
②本規定の変更が借主と銀行との間の契約をした目的に反せず。かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合
(2)　前項によるこの規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
(3)　前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
（2020年４月）